

改正 平成13年4月1日 平成18年10月1日
平成24年4月1日 平成27年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、精神障害者の社会復帰、その自立と社会参加及び地域生活の促進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号に基づく地域活動支援センター事業として、精神障害者に創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する精神障害者地域活動支援センター（以下「センター」という。）の運営について定めるものとする。

（実施主体）

第2条 この事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、事業の全部又は一部を相当と認める法人に委託することができる。

（実施場所）

第3条 この事業は、市長が相当と認めるセンターにおいて実施するものとする。

（利用対象者）

第4条 この事業の利用対象者は、八王子市内に住所を有する精神障害者とする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

（センターの基準）

第5条 センターは、八王子市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第51号。以下「条例」という。）に定める基準を満たしていなければならない。

（事業内容）

第6条 この要綱に基づいて実施する事業は、次に掲げるものとする。

（1）基礎的事業

（2）機能強化事業

2 前項第1号の基礎的事業とは、利用者に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会交流の促進その他日常生活に必要な便宜を供与する事業をいう。

3 第1項第2号の機能強化事業とは、八王子市障害者地域生活支援事業実施要綱第3条第5号に規定する地域活動支援センター機能強化事業として、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、保健、医療及び福祉の連携強化、地域ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業のうち基礎的事業以外のものをいう。なお、機能強化事業を実施するにあたっては、八王子市障害者相談支援事業実施要綱に規定する事業を併せて実施するものとする。

(職員の配置)

第 7 条 センターは、この事業を実施するに当たり、次に掲げる基準に従い、職員を配置しなければならない。

- (1) 条例第 4 条第 1 項の規定による職員を配置し、うち 1 人は専任とすること。
- (2) 前号による職員の他 1 人以上を配置すること。
- (3) 職員は 2 人以上を常勤とすること。

(利用人員)

第 8 条 センターの 1 日当たりの実利用人数は概ね 20 人以上とする。

(利用者負担)

第 9 条 センターの利用に係る費用は無料とする。ただし、利用に際して発生した実費については、利用者の負担とすることができる。

(利用方法)

第 10 条 利用者は、センターを利用するに当たって、その登録を受けなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

(設備及び備品等)

第 11 条 センターは、条例その他法令で定めるもののほか、この事業の実施にあたり必要な設備及び備品等を備えていなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。